

事務連絡
令和2年12月8日

障害児者通所事業所管理者様

埼玉県福祉部障害者支援課長 黛 昭則
(公印省略)

障害児者通所事業所における感染拡大防止の徹底について（通知）

本県の障害福祉行政の推進に格別の御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、各通所事業所におかれましては、新型コロナウイルス感染拡大防止に努めていただいているところですが、10月末以降の県内の感染拡大に伴い、通所事業所において感染が確認される事例が増加し、5人以上の集団感染（いわゆるクラスター）も発生しています。

これまで、「社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について（その2）（令和2年10月15日付け厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課ほか事務連絡）」「障害者施設・事業所における感染拡大防止対策の徹底について（令和2年11月24日付け障支第806号）」の通知等により適切に御対応いただいているところですが、上記の状況に鑑み、下記を参考として、より一層の感染拡大防止の徹底をお願いします。

記

1 県内の障害者施設・事業所の感染発生件数

	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月 7日現在	計
施設数	1	5			2	8	2	5	10	5	38
うち、5人以上発生施設		1			1				2	1	5

2 利用者又は職員に陽性が確認された場合の感染拡大防止の留意点

① 保健所による濃厚接触者の特定への協力等

- ・陽性患者だけでなく、他の利用者や職員に感染が拡大している可能性があります。

一人目の陽性患者とは接触がなかった者が、二人目の陽性患者の濃厚接触者となり、陽性が確認されるケースがありました。

- ・「緊急事態宣言後の障害福祉サービス等事業所の対応について（令和2年4月7日付け厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課事務連絡）」1（1）①のとおり、利用者等が感染した場合には事業所の休業を検討していただく必要がありますが、支援が必要な利用者のためサービスを継続する必要がある場合は、1（3）の代替サービスの確保などにより検討してください。なお、サービスの実施に当たっては、保健所の指導を受けるとともに、市町村と必要な調整を行ってください。

② 利用者が複数のサービスを利用されている場合は、速やかに関係事業所に情報提供を実施

- ・濃厚接触者の御兄弟が他の事業所を利用していたケースがあったので、情報提供に漏れがないようにしてください。

③ 事業所の再開は、濃厚接触者のPCR検査の結果等を踏まえ、感染拡大のおそれがないと考えられる状況において、保健所の指導を受けた上で判断

※ 御家族の感染等により利用者や職員が濃厚接触者として特定された場合についても上記①を検討してください。

また、陽性患者や濃厚接触者がいない場合であっても、発熱等によりかかりつけ医の診断等でPCR検査を受けた場合は、当該かかりつけ医の診断内容などを確認し、必要に応じて上記①の検討をしてください。

3 参考

県ホームページに障害者施設向け新型コロナウイルスに関する情報を掲載しています。

なお、最新情報では、令和2年11月25日（水）に開催された「福祉施設におけるクラスター発生防止対策緊急会議」の資料や動画を掲載しています。

<新型コロナウイルスに関する情報>

<http://www.pref.saitama.lg.jp/a0605/coronainfo.html>

担当 施設支援担当

TEL：048-830-3314

担当 地域生活支援担当

TEL：048-830-3317